

平成28年度再資源化等業務に関する事業計画書  
(平成28年4月1日～平成29年3月31日)

公益財団法人自動車リサイクル促進センター(以下「本財団」という。)は、循環型社会の構築に向け、自動車リサイクルの一層の推進を通じて、公益財団法人として社会に貢献することが使命であり、資源の有効な利用の向上及び環境の保全に資するため、自動車等のリサイクル及び適正処理の促進に関する事業を行っている。

## I 事業概要

本財団は、平成15年6月24日に使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号。以下「法」という。)第105条に規定する指定再資源化機関に指定されており、法第106条に規定する再資源化等業務を適正、確実かつ効率的に実施することとしている。

指定再資源化機関としてその使命を実現するため、中期的には定常的な業務の効率化を図るとともに、平成27年9月に産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会自動車リサイクルワーキンググループ及び中央環境審議会循環型社会部会自動車リサイクル専門委員会合同会議にて取りまとめられた「自動車リサイクル制度の評価・検討に関する報告書」(以下「報告書」という。)において提言された各種課題の内、地方公共団体等が抱える課題への支援・対応を重点的に進める。

平成28年度においては、本財団が実施する事業について安定運用を維持するとともに、再資源化等業務の効率化・品質向上・貢献拡大を図る。

また、自動車リサイクル制度のセーフティネット機能として、各号業務において引取台数の減少等の環境変化に迅速かつ適切に対応する業務体制を維持するとともに、新たに以下の取組を実施する。

1. 特定自動車製造業者等からの委託による特定再資源化等物品の再資源化等業務(1号業務)においては、特定自動車製造業者等(以下「1号事業者」という。)の委託契約解除による影響を想定した、委託料金収入に関する分析を実施する。
2. 不法投棄等対策支援事業(4号業務)においては、100台以上の大規模な不法投棄・不適正保管事案を有する地方公共団体との意見交換を実施する。  
また、100台未満の中小規模の不法投棄・不適正保管事案への対応についても、平成29年度以降、事案の改善に資する取組を推進するため、平成28年度は実態把握を進めるとともに、地方公共団体への支援策等を検討する。
3. その他、報告書において提言された内容のうち、セーフティネット機能に関連する事項について検討を行う。

## II 事業内容

平成28年度に再資源化等業務に関する事業として本財団が実施する主要なものは以下のとおりである。

### 1. 特定自動車製造業者等からの委託による特定再資源化等物品の再資源化等業務(1号業務)

1号事業者との再資源化等契約に基づき、特定再資源化等物品の再資源化等に必要な行為を実施する。

平成28年度は、フロン類、エアバッグ類及びASRを合わせた再資源化等物品の総処理台数で45,360台分、1.9億円の委託料金収入を見込んでいる。

なお、平成28年度の品目ごとの内訳は下表のとおり。

品目	台数	委託料金収入
フロン類	14,760台	3,838千円
エアバッグ類	14,880台	32,796千円
ASR	15,720台	122,837千円
事務取扱手数料		28,532千円
合計	45,360台	188,003千円

本業務においては、再資源化等料金等の情報公表支援を継続するとともに、新たに1号事業者の委託契約解除を想定し、委託料金収入の台数変動等による影響を分析し、適正な委託料金額について検討する。

また、1号事業者に対して実施する支援状況に関する満足度調査において、80%以上の評価を得ることを目指して業務に取り組む。

### 2. 義務者不存在車等に係る特定再資源化等物品の再資源化等業務(2号業務)

義務者不存在車等に係る特定再資源化等物品の再資源化等に必要な行為を実施する。

平成28年度は、フロン類、エアバッグ類及びASRを合わせた再資源化等物品の総処理台数で13,200台分、1.3億円の再資源化料金等受入収入を見込んでいる。

なお、平成28年度の品目ごとの内訳は下表のとおり。

品目	台数	再資源化料金等受入収入
フロン類	3,000台	6,681千円
エアバッグ類	2,880台	11,613千円
ASR	7,320台	113,995千円
合計	13,200台	132,289千円

本業務においては、再資源化料金等受入収入を引取台数や処理費用の観点から分析し、適正な再資源化等料金を設定のうえ、自動車所有者等に向け公表する。

### 3. 離島対策支援事業(3号業務)

引取業者への使用済自動車等の引渡しに支障が生じている離島の地域の市町村に対し、運搬その他の支障を除去するための措置に要する費用に充てるための資金の出えんその他の協力を行う。

平成28年度は、82市町村に対し、24,838台分、1.1億円の出えんを計画している。

支援事業の安定的な実施のため、出えん実績等の分析により市町村の個別課題を特定し、解消を支援する。

ポスター・チラシ等の周知ツールを市町村または関連事業者等に配付し、市町村が実施する当該事業の理解普及活動への協力を行う。

事業の活用実績が少ない小規模離島における事業の活用を促進するべく、事業ニーズを確認のうえ、事業認知度向上等の対策を講じる。

市町村における出えん申請事務の精度を維持するため、年間20市町村を抽出し、申請車台に関する証憑について確認を実施するとともに、市町村訪問時は、保管されている証憑について、確認を実施する。

以上の取組により、事業費予算執行率85%以上を維持する。

### 4. 不法投棄等対策支援事業(4号業務)

使用済自動車等が不適正に処分された場合において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第19条の7第1項又は第19条の8第1項の規定による支障の除去等の措置を講ずる地方公共団体に対し、資金の出えんその他の協力を行う。

平成28年度は、不法投棄等対策支援事業の協力を要請する地方公共団体がいないため、出えんの予定はないが、年度開始後に、新規の要請が発生し、出えんの必要が生じた場合は、補正予算にて対応する。

不法投棄・不適正保管事案に関する地方公共団体の課題解決を図るため、地方公共団体からの問い合わせ対応や現場確認・助言等を実施する。

また、使用済自動車等に係る不法投棄・不適正保管事案の実態を把握するため調査を実施し、地方公共団体の不法投棄・不適正保管事案への対応状況や課題の有無についても確認する。

100台以上の大規模な不適正保管事案4件の全件について、平成28年度中に現地調査及び情報の整理を行い、当該地方公共団体と事案の解消に資する意見交換を行う。

また、100台未満の中小規模の不法投棄・不適正保管事案については、平成29年度以降、地方公共団体自らが事案解消に向け地域ごとに対応策を講じることができるよう、事案の状況把握を進めるとともに、地方公共団体に改善事例や取組の好事例等の情報を提供する。

5. 地方公共団体が撤去した解体自動車等に係る引取・再資源化業務(5号業務)  
不法投棄等対策支援事業対象地方公共団体が撤去した解体自動車又は特定再資源化等物品を引き取り、これらの再資源化等に必要な行為を実施する。

平成28年度は、地方公共団体からの要請見込みがないため、出えんの予定はないが、年度開始後に新規の要請が発生し、出えんの必要が生じた場合は、補正予算にて対応する。

また、地方公共団体からの相談に対しては、全件対応を行う。

6. 不適正処分自動車の処理に係る引取・再資源化等業務(6号業務)

地方公共団体その他の者の求めに応じ、引取り又は引渡しが適正に行われていない解体自動車又は特定再資源化等物品を引き取り、これらの再資源化等に必要な行為を実施する。

平成28年度は、地方公共団体その他の者からの要請見込みがないため、実施の予定はないが、年度開始後に新規の要請が発生した場合は、実施を検討する。

また、地方公共団体その他の者からの相談に対しては、全件対応を行う。

7. 報告書課題対応

報告書において提言された課題のうち、本財団の再資源化等業務に関連する不法投棄等の未然防止策および災害対策について検討等を行う。

不法投棄等の未然防止策については、都道府県と協力して担当者説明会を開催し、市町村廃棄物担当者の使用済自動車の処理に関する理解促進を図る。本取組を通じて、平成29年度以降の市町村における路上放棄車を含めた使用済自動車等の不法投棄・不適正保管の実態把握を図るため、市町村との情報共有網の構築に取り組む。

災害対策については、東日本大震災における本財団による地方公共団体支援の対応を踏まえつつ、今後大規模災害時において発生が想定される番号不明被災自動車の円滑な処理に資する地方公共団体の後方支援対策の平成29年度からの実施に向け、その検討を行う。

なお、平成28年度の3号及び4号業務に係る出えん収入の残余については、法第109条に基づく再資源化等業務規程第18条第5項に基づき、平成29年度の法第106条第3号から第5号までに掲げる業務を実施する費用に充てる。

以上